

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年10月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500042 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1500029 号

第 1 結論

昭和 63 年 12 月、平成 3 年 8 月及び同年 9 月、平成 4 年 2 月及び同年 3 月並びに同年 10 月から平成 5 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 63 年 12 月
② 平成 3 年 8 月及び同年 9 月
③ 平成 4 年 2 月及び同年 3 月
④ 平成 4 年 10 月から平成 5 年 7 月まで

私は、請求期間に係る国民年金保険料も、その前後の期間と同様にしっかり納付していたので、未納と記録されていることに納得できない。調査の上、請求期間について、保険料納付記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①は 1 か月、請求期間②及び③は 2 か月、請求期間④は 10 か月といずれも短期間であり、全ての請求期間を合計しても 15 か月と比較的短期間である。

また、請求者の各請求期間前後の期間における国民年金保険料は納付済みである上、請求期間以外の国民年金加入期間の保険料は全て納付済みである。

さらに、請求期間と同期間における請求者の妻の国民年金保険料は全て納付済みであることを踏まえると、請求者の請求期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

加えて、請求期間当時において、請求者に住所変更等の事情はみられない上、国民年金保険料を納付できなかった事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500152 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500052 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額を 17 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月 25 日

私は、A 社から平成 15 年 12 月に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持する賞与明細書により、請求者は、支給月日は不明であるが、平成 15 年に A 社から 17 万円の賞与を支給され、17 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、元同僚が所持する賞与明細書の累計社会保険料の額と平成 15 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の額が一致していることから、当該賞与は、平成 15 年 1 月から同年 12 月までの期間に支給された給与賞与のうち、最後に支給されたものであることが確認できる上、複数の元同僚が所持する給与振込口座の預金通帳により、平成 15 年 12 月 25 日に賞与を支給されていたことが確認できることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の支給日については、同日であると認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500144 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500053 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 8 月 25 日の標準賞与額を 4 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 8 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 8 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 8 月 25 日

私は、A 社から請求期間において半期インセンティブ賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、標準賞与額の記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持する給与明細書により、請求者は、請求期間において A 社から 4 万 4,932 円の賞与を支給され、4 万 4,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 15 年 8 月 25 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500117 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500054 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 4 年 2 月 29 日から同年 3 月 17 日に訂正し、同年 2 月の標準報酬月額を 41 万円とすることが必要である。

平成 4 年 2 月 29 日から同年 3 月 17 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 2 月 29 日から同年 3 月 * 日まで

私の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、被保険者記録照会回答票には平成 4 年 2 月 29 日と記載されているが、同社の商業登記簿謄本には同年 3 月 * 日に B 地方裁判所の破産宣告を受けた旨が記載されており、私は、同日まで同社に勤務していたので、資格喪失年月日の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の陳述により、請求者は、平成 4 年 3 月 16 日まで、A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成 4 年 2 月 29 日となっているが、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 3 月 17 日より後の同年 4 月 6 日付けで行われている上、請求者のほか 61 人についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成 4 年 2 月 29 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の資格喪失年月日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である平成 4 年 3 月 17 日であると認められる。

また、平成 4 年 2 月の標準報酬月額については、同年 1 月の厚生年金保険の記録から、41 万円とすることが必要である。

一方、請求期間のうち、平成4年3月17日から同年3月*日までの期間については、請求者は当該期間における勤務状況を確認できる資料を所持していない上、元同僚も請求者と共に同年3月16日まで勤務していた旨陳述している。

このほか、請求者の当該期間における勤務状況について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、平成4年3月17日から同年3月*日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500145号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500055号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年12月1日から昭和53年9月1日まで
② 昭和55年2月1日から昭和59年2月1日まで

私は、請求期間①については、A社に勤務し、請求期間②については、B社に勤務していた。それぞれの会社で厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、両請求期間を厚生年金保険の被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

なお、A社では、Dにあった店で店長として勤務し、B社では、系列店の作業指導や中央作業所での製造担当として勤務していた。

第3 判断の理由

1 請求期間①については、請求者の請求内容どおり、A社が経営していたE県内の宿泊施設の存在が確認できるなど、請求者は、当時の同社の状況について詳しく記憶していることから、勤務期間は明らかではないが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社と一致する名称の適用事業所は複数確認できるものの、請求者が主張する請求期間及び所在地において、請求対象事業所に該当するような適用事業所は確認できない。

また、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社は平成2年9月14日に清算終了している上、代表清算人でもある元事業主をオンライン記録により特定することができず、照会できないことから、請求者の同社における勤務期間、勤務形態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情はない。

- 2 請求期間②については、請求者の雇用保険の加入記録により、請求期間の大部分（昭和55年2月20日から昭和59年1月31日まで）は、B社に勤務していたことが確認できることから、請求者は、請求期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録並びにB社及びF社の閉鎖登記簿謄本によると、B社は、昭和60年10月1日に厚生年金保険の適用事業所であるF社と合併していることが確認できるものの、合併前である請求期間②において適用事業所であった記録は確認できないことから、請求者は、B社において厚生年金保険の被保険者となることができない。

また、B社の後継会社であるC社の事業主は、資料が残っていないため、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の届出等については不明である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。